

10 流通・サービス業関係

ア 医薬品等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し （厚生労働省）	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討	検討	検討	<p>（厚生労働省）</p> <p>「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、外用の風邪薬などの一部の医薬品について、平成16年7月30日に医薬部外品に移行し、カタログ販売を含めて販売を自由化した。</p> <p>なお、平成16年5月から、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議しており、その検討結果を踏まえ、平成18年の通常国会に必要な法案を提出する予定である。</p>	
医薬品の一般小売店における販売 （厚生労働省） <医療力の再掲>	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えず、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。	16年早期に措置			<医療力の再掲>	
化粧品の配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し （厚生労働省）	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。	逐次実施			<p>（厚生労働省）</p> <p>平成16年3月25日付け薬食審査発第0325019号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知において、化粧品への配合可能成分について、要望を随時受け付けており、科学的根拠が示された場合には、リストの見直しを行うこととしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 （厚生労働省）	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討			（厚生労働省） 薬局等において、薬剤師の適正な配置がなされるよう、引き続き、都道府県等との連携を図り、指導していくこととする。なお、平成16年5月から、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクに応じた適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議しており、その検討結果を踏まえ、平成18年の通常国会に必要な法案を提出する予定である。	
管理薬剤師の兼務規制の見直し （厚生労働省）	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討			（厚生労働省） 管理薬剤師の勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、必要に応じて検討していく。なお、平成16年5月から、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクに応じた適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議しており、その検討結果を踏まえ、平成18年の通常国会に必要な法案を提出する予定である。	

イ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目標とする見直しに向けた調査等を早急に行う。	実施				（経済産業省） 大規模小売店舗立地法の指針の見直しのため、平成16年9月より産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会の合同会議を設置し、また、同年10月より合同会議の下に指針の見直しに係る専門調査会を設置し、関係者からヒアリング・関連データの分析等を行い、パブリックコメントを経て、同合同会議において、平成17年2月に指針改定案を取りまとめたところ（予定） 改定された指針を経済産業大臣が平成17年3月30日に告示。	
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパ一等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	引き続き検討				（経済産業省） 関係団体等から情報収集を行うなど、引き続き検討を行っていく。	
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成15年法律第34号）の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する。	検討	検討・結論			（財務省） 平成17年8月までの時限立法である「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の施行状況等を踏まえた上で、免許取得後3年間の販売制限等の特例措置について、期間及び販売できる酒類の範囲について検討予定。	
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。	措置				（財務省） 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成15年法律第34号）に基づき提出された経営改善計画に関し	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
経営改善計画の 透明性・公平性の 確保 (財務省)					ては、経営改善計画の進捗状況の把握及び適切な支援の実施等について(平成16年4月20日付課酒1-29ほか1課共同国税庁長官通達)を発出し、計画の進捗状況を把握するとともに、それを踏まえて計画の実施のための研修会を開催するなど適切な支援を実施している。	
製造たばこ小売業 許可に係る環境区 分の認定状況の公 表 (財務省)	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。	措置			(財務省) 「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正(平成17年3月4日付財理第757号)により、製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表している。	
細菌の基準の統一 (厚生労働省)	都道府県等が独自に定めている衛生基準(指導を行う際の目安となる指導基準)について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。	措置			(厚生労働省) 都道府県等が独自に定めている衛生基準について、都道府県等の指導等の現状を調査し、さらに大腸菌群に関する基準を設定している都道府県等に対し追加調査を行った。その結果、当該衛生基準は過去の監視指導の状況や各都道府県等の食品等事業者に対する監視指導の方針(例えば、緩やかな基準を設定し、これに適合しない少数の対象について重点的に指導を行うという考え方や、基準を比較的厳しく設定して、指導の対象を広くとり、幅広に注意を促す考え方など。)等に基づいて設定されていること、いずれの都道府県等においても、当該衛生基準に適合しない場合に直ちに店頭撤去等の強制的な措置がとられているわけではなく、当該衛生基準があくまで衛生状況のさらなる向上のため、各都道府県等の事情に応じた指導を行う際の目安として利用されていることが判明した。このため、当該衛生基準の設定及び運用は	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>食品衛生法の趣旨の範囲内において各都道府県等の事情に応じた対応が行われていると考えられ、国として基準の変更等を求める必要は認められないものと結論付けた。</p>	